

Japan tax alert

EY税理士法人

コロンビア、海外プロバイダーが提供するデジタルサービスに対する付加価値税の源泉徴収義務方法における税務通達を発行

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2019年8月1日、コロンビア税務当局は2019年度の税務通達(Resolution 49)を発行しました。この通達では海外プロバイダー(Foreign Service Provider、以下、「FSP」)がコロンビア国内居住者に対して提供されたデジタルサービスに対する付加価値税(以下、「VAT」)の源泉徴収義務方法について、昨年発行された税務通達に基づきさらなる詳細を記載しております。

背景

2018年7月1日に発行されたResolution 51(通達)により、B2C(business-to-consumer)取引については、FSPがコロンビアの消費者よりVATを源泉徴収する必要があります。(つまり消費者がVATを当局宛直接支払う義務はありません。)

これらのデジタルサービスに関するVATの源泉徴収作業の一部について、当局はFSPによるVAT源泉徴収義務を、以下の当事者に移行することが任意でできることといたしました。

- (i) クレジットカードおよびデビットカードの発行者;
- (ii) プリペイドカードの販売者; および
- (iii) 第三者の現金回収会社

2019年度発行のResolution 49(通達)

Resolution 49ではこの様なVAT源泉徴収作業の移行オプションについて、上記の様な資金回収業者がVATの源泉徴収作業を行う場合には2020年2月1日までに必要なシステム導入並びに稼働を行う事を要求しております。また、プリペイドカード業者がVATの源泉徴収作業を行う場合には、2019年9月1日にVAT回収システムの稼働を要求しております。

現在VATの源泉徴収作業を行っているFSPが上記回収業者にVAT源泉徴収義務に作業を移行する機会は一回のみ与えられています。この移行制度を利用するにはFSPはコロンビア税務当局宛、申請を行います。コロンビア税務当局はこれら移行システムに登録されたFSPのリストとそれぞれの移行開始日を発表します。移行後のVAT源泉徴収業者(例:クレジットカードの発行者、第三者の現金回収会社など、その他)が源泉徴収義務システムを稼働するまではFSPがVATの源泉徴収を続けることとなります。

また移行を行うFSPはコロンビア内の各顧客にVAT源泉徴収制度の変更事項を報告する必要があります。移行後は、源泉徴収義務が発生するクレジットカードまたはデビットカードの発行者が源泉徴収を行うか、プリペイドカードの販売者については額面よりあらかじめVATを差し引いたカードを発行することとなります。

追記

コロンビアの税法上、デジタルサービスの定義とは以下の通りと考えられます。:

- (i) オーディオ並びにビジュアルに関するサービス、
- (ii) デジタルプラットフォームサービス、
- (iii) オンライン広告サービス、
- (iv) eラーニングおよびeトレーニングサービス、
- (v) 無形資産の販売および、
- (vi) コロンビアの顧客に提供されるその他デジタルサービス

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

Ernst & Young S.A.S., Bogotá

- ▶ Luis Orlando Sánchez luis.sanchez.n@co.ey.com
- ▶ Andrés Millán andres.millan.pineda@co.ey.com
- ▶ Zulay Andrea Arevalo zulay.arevalo@co.ey.com
- ▶ Juan Sebastián Torres juan.s.torres@co.ey.com

Ernst & Young LLP (United States), Latin American Business Center, New York

- ▶ Ana Mingramm ana.mingramm@ey.com
- ▶ Enrique Perez Grovas enrique.perezgrovas@ey.com
- ▶ Pablo Wejcman pablo.wejcman@ey.com

Ernst & Young LLP (United Kingdom), Latin American Business Center, London

- ▶ Jose Padilla jpadilla@uk.ey.com

Ernst & Young Tax Co., Latin American Business Center, Japan & Asia Pacific

- ▶ Raul Moreno, Tokyo raul.moreno@jp.ey.com
- ▶ Luis Coronado, Singapore luis.coronado@sg.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190905

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp